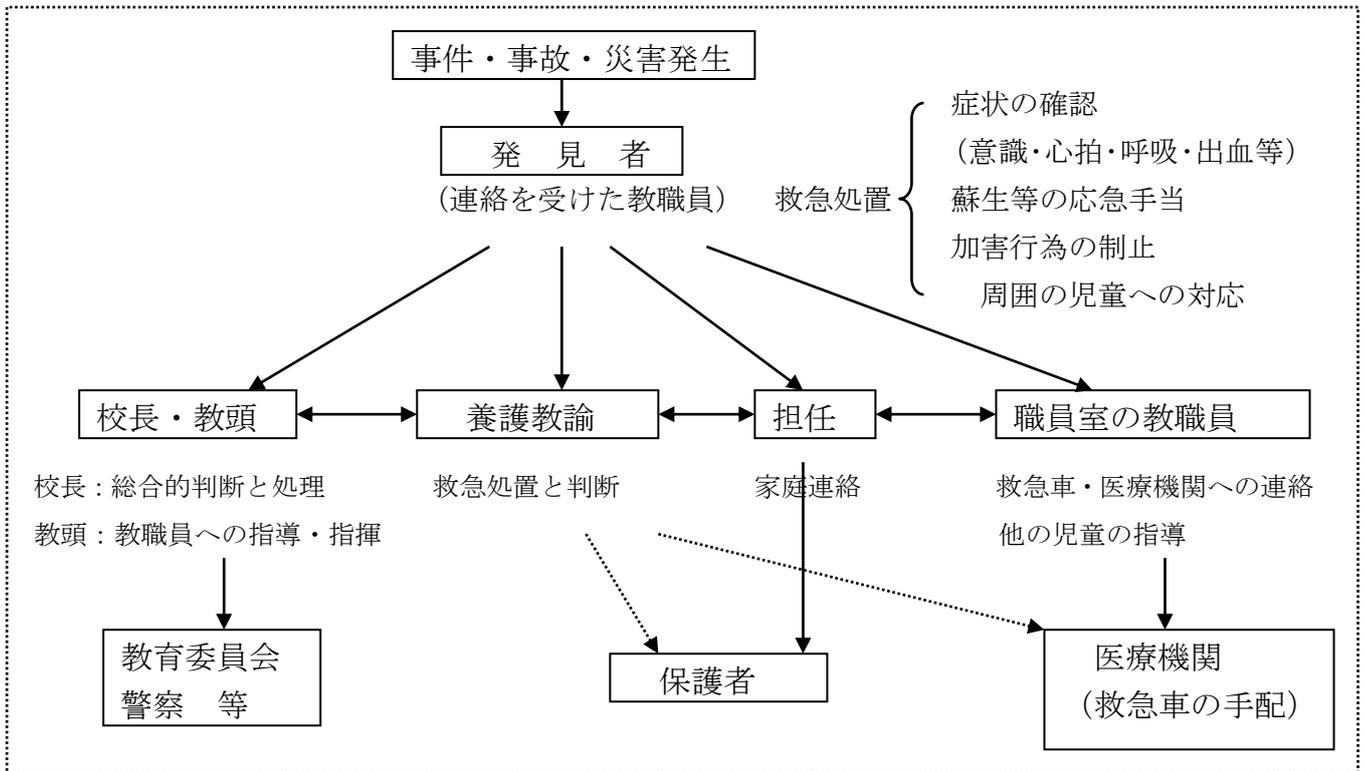


校内緊急救急体制



※ 大出血・呼吸停止・意識障害・服毒・転落事故等重症なものは、速やかに救急車を要請する。
(水の事故の場合は、その場に居合わせた職員が人口呼吸を行うとともに、救急車の手配を速やかに行う。)

関わった教職員は、分刻みの記録をとっておき、医師に報告できるようにしておく。

※ 早退させる場合は、担任に報告してから、担任又は養護教諭が保護者へ連絡する。
(連絡がつかない場合は、連絡がつくまで帰さず、保健室で休ませる。)

養護教諭不在時は、怪我・病気の程度により教師の判断によって自宅送還又は医師受診させる。

救急車の呼び方と到着までに行うこと

